

東日本大震災の被災者である相続人について 相続放棄等の熟慮期間を延長する法律が成立しました。

—この法律は平成23年6月21日から施行されます—

法律の内容

この法律は、東日本大震災の被災者である相続人（「対象となる方」を参照）について、原則として、相続の承認又は放棄をすべき期間を平成23年11月30日まで延長するものです。

対象となる方

次の要件をいずれも満たす方

- ①平成23年3月11日に、裏面記載の市区町村に住所を有していた方
- ②平成22年12月11日以降に自己のために相続の開始があったことを知った方

注意点

既に単純承認をした場合や相続財産の全部又は一部を処分していた場合には、相続放棄や限定承認をすることはできません。

問い合わせ先

◎相続問題について、もっとお知りになりたい方は、法テラス・サポートダイヤルへお問い合わせ下さい。

問い合わせ先： 0570-078374 (PHS・IP電話からは03-6745-5600へ)

受付時間： 平日9:00～21:00 土曜9:00～17:00

◎相続放棄、限定承認又は熟慮期間の伸長の申立て等の裁判所の手続については、家庭裁判所の家事手続案内をご利用下さい。

岩手県	全市町村
宮城県	全市町村
福島県	全市町村
青森県	八戸市, 上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市, 日立市, 土浦市, 石岡市, 龍ヶ崎市, 下妻市, 常総市, 常陸太田市, 高萩市, 北茨城市, 笠間市, 取手市, 牛久市, つくば市, ひたちなか市, 鹿嶋市, 潮来市, 常陸大宮市, 那珂市, 筑西市, 稲敷市, かすみがうら市, 桜川市, 神栖市, 行方市, 鉾田市, つくばみらい市, 小美玉市, 東茨城郡茨城町, 東茨城郡大洗町, 東茨城郡城里町, 那珂郡東海村, 久慈郡大子町, 稲敷郡美浦村, 稲敷郡阿見町, 稲敷郡河内町, 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市, 小山市, 真岡市, 大田原市, 矢板市, 那須塩原市, さくら市, 那須烏山市, 芳賀郡益子町, 芳賀郡茂木町, 芳賀郡市貝町, 芳賀郡芳賀町, 塩谷郡高根沢町, 那須郡那須町, 那須郡那珂川町
千葉県	千葉市美浜区, 旭市, 習志野市, 我孫子市, 浦安市, 香取市, 山武市, 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市, 上越市, 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村